

安全計画のマニュアル

目次

1. 事故を未然に防ぐ為に点検すべき項目
2. 送迎中に想定される事故
3. 事業所内で想定される事故
4. 外出中に想定される事故
6. 防災（火災・地震）に関すること
7. 気象（台風・気象警報）に関すること
9. 防犯に関すること。

1. 事故を未然に防ぐ為に点検すべき項目

1－1 送迎車両に関する点検

※運行前点検は安全に車両送迎を行う為の基本であるため、最低でも週1回は実施すること。

①エンジンルーム（エンジン始動前）

- ・ブレーキ液残量
- ・ラジエーター液残量
- ・エンジンオイル残量、汚れ（約 5,000 kmで交換）もしくは半年

②車内（エンジン始動前）

- ・清掃状況（常に清潔にされているか）
- ・ドアの開閉状態
- ・シートベルトの点検

③車両まわり（エンジン始動前）

- ・タイヤ（空気圧、亀裂・損傷・釘等が刺さっていないか、溝の深さ、摩耗状態）・ボディー（破損部、傷）

④車内操作・車外点検（エンジン始動前及び始動後）

- ・エンジンのかかり具合
- ・燃料の残量
- ・サイドブレーキの確認
- ・ヘッド、スモールライト点灯確認（二人一組）
- ・ブレーキランプ点灯確認（二人一組）
- ・方向指示器、ハザードランプ点滅確認（二人一組）
- ・ワイパー作動確認（ウォッシャー噴射確認含む）

⑤発車直後

- ・アクセルペダル（スムーズに発進・加速しているか、異音がないか）

1－2乗務員（運転手・添乗員）の健康状態の確認

※児童を安全に送迎する乗務員（運転手・乗務員）の健康状態にも気を付けること。

①確認項目

- ・熱はないか（風邪気味等）
- ・疲労感はないか
- ・前日遅くまで飲酒をしていないか
- ・気分は悪くないか
- ・腹痛や下痢などしていないか
- ・眠気を感じないか
- ・ケガ等で痛みを感じ我慢していないか
- ・乗務に悪影響を及ぼす薬を服用していないか
- ・乗務に悪影響を及ぼすような悩み事はないか
- ・その他健康状態に関して何か気になる事はないか

※支援員に対しても、同様の健康状態の確認は必要

1. 運行前の注意事項

※車両トラブル及び運転手の体調不良が起こらないよう、常に以下の点検・確認を行う・車両運行前点検（運行前点検の実施）

- ・運転手の健康状態（健康状態確認実施）

①サービス提供時間中及び支援時間外を通じ、職員が「ヒヤッとした」、「ハッとした」こと等を、「ヒヤリハット記録」に書き残し、職員へ周知し注意を促すこと。・翌日の朝礼にて周知。出勤していない職員へは申し送り等で周知。・月ごとにリスクマネジメント委員会にてヒヤリハットの報告・再評価を行う。・委員会後、全体会議等で職員へ報告。

②児童本人・保護者からの苦情や相談等があり、特に職員に周知しておかなければならない場合は、その内容や大小に関わらず、「苦情記録表」に書き残し、職員に周知すること。

- ・苦情が発生した場合は関係する管理者へ報告する。
- ・ヒヤリハット同様に、翌日の昼礼・申し送りで周知。
- ・リスクマネジメント委員会にて報告、対応の協議などを行う。

※学校及び学校近隣へ迷惑がかからないよう配慮し、以下の点を厳守する。・校内乗り入れは学校側の配慮があるという事を自覚し、各学校のルール・指示には必ず従う

・指定事業を行っている事を自覚し、送迎中は近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車する（学校側へ待機場所の指示を仰ぎ、正門前に駐停車しない）

・駐車の際は基本エンジンを停止、学校及び近隣の迷惑にならぬよう環境、騒音に配慮する（他児が乗車しており、エアコンを必要とする場合を除く）

・バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触、衝突事故を起こさないよう注意する（必要に応じ添乗員が車両の誘導を行う）

・駐車の際は車間に注意し（学校入校時）原則ドアミラーを折りたたむ・児童は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他児の動きに注意する（人身事故防止）

・他事業所の他児乗車の妨げにならぬよう、出発の際は他事業所の職員に出発の合図を行う（接触事故防止）

・車両間からの飛び出し、車両を追いかける児童に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守（接触事故・人身事故防止）

3. 児童乗降時の注意事項

※トラブルが起こりやすい場所なので、十分注意すること

・児童の担任からその日の様子を確認する（体調、心理的不安要素等）・児童間での座席の取り合い（喧嘩防止）

・児童を乗車させる際は一人ずつ乗車させ、全てのドアを開けたままにしないこと（転落防止、ドアを開けるのは極力1カ所だけにする）

・児童が乗車した際、シートベルトを装着すること（転倒・転落防止）

・箱型車両乗降時の段差踏み外し（踏み外しによるケガ防止）特に雨天時は注意・移乗が必要な児童のドア枠での頭部打撲、着席時の手の位置及び腰掛の深さの確認・児童のパニック（突然の走り出し、車両からの飛び出し及び乗車拒否に伴う事故防止）・児童によるドアの

開閉はしない、させない

(指づめ、巻き込み、先に乗車している児童の転落防止)

- ・車内を児童だけで放置しない

(児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識)・学校周辺及び自宅周辺の交通量及び道幅に伴う事故防止(他の車両による事故の危険性)

- ・可能な限り、助手席には乗車させない(運転操作妨害の危険性)

4. 走行中の注意事項

※運転手の心構え(児童の命を預かって運転している事への責任自覚)・法定速度及び交通法規の厳守(事故を起こせば被害者は児童)

- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止(転倒、転落事故に繋がる)・運転手の携帯電話操作及び通話の禁止(交通違反)

- ・運転の妨げを起こす児童への対応

(助手席からシフトレバー等を触る、後部座席から悪戯をする児童への対処策の検討)・児童による走行中のドアや窓の開閉操作をしないよう、ロック操作を行う(ドアロック、チャイルドロック、ウインドウロック等)

※添乗員の心構え(児童の発病及び悪戯・喧嘩等への対応責任自覚)・添乗員はトラブル発生時に即対応できるよう、常に乗車児童を見守れる位置に座ること・児童間の喧嘩・他害及び発病(発作)・パニック発生時の対応

- ・窓を開閉しての乗り出し及び物を投げることへの対応

- ・ドアを開閉する(装備車両は必ずチャイルドロック確認)

- ・シートベルトを外し立ち上がる及び移動する(特に大型車両)

- ・座席から転落、転倒、ずれ落ち

5. 移動中の注意事項

※移動中に起こる発病及びパニック等の対応を検討しておく

- ・走行中に発病(発作)及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態を確認(記録)

(救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に行い、事業所は即座に必要な応じた対応を行う)

- ・万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行うこと(救急通報、警察通報、事業所通報)(事業所は即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う)・児童が事故に伴う不安感を増すような言動は慎み、冷静に出切る策を講じること・事故に伴う対応、対処が完了しだい、行政への報告を行うこと

(速やかに事故報告書を提出すること)

事故報告書の流れ

- ・管理者(児童発達管理責任者)への報告

・事故時は緊急でリスクマネジメント委員会を開き、対応などを協議する。・事故報告書へ記入

3. 事業所内で想定される事故

※児童の行動は予測できない。障がい特性を理解し常に児童の動きに注視する

1. 送迎者を降車する際（事業所到着時）

- ・ドアを開ける際の指づめ・巻き込み
- ・転倒・転落（ドアを開けた時の転落、降車時の段差の踏み外しによる転倒）・飛び出し（逃走）
- ・降車拒否（フラッシュバック・パニック等による）

2. 事業所に入る際

- ・つまずきによる転倒（段差のつまずき・玄関マットで滑る等）
- ・複数人が一斉に入ろうとして、押し合いになり転倒
- ・玄関扉での指づめ・扉に挟まる

3. 活動時間（自由遊び・創作活動等）

※来所持の児童の状態をよく観察しておく

- ・走っていて、他児・柱等と接触・衝突、椅子・遊具等でつまずき転倒・玩具の散乱による、踏みつけ・破損によるケガ
 - ・物を（玩具、ボール等）他児に向け投げる
 - ・物を投げたため、ガラス、照明器具・掲示物等の落下・破損・散乱・遊具・棚等からの飛び降り・転落
 - ・棚などによじ登り棚が倒れる（転落防止をする）
 - ・窓から外へ物を投げる
 - ・施錠不備による玄関からの飛び出し（必ず職員が施錠・開錠の声掛け、確認）・衣服のサイズが合っていない事での転倒（裾の長いズボン等）
 - ・（2階以上の建物での活動）階段・窓からの転落
 - ・個室扉による指づめ
 - ・児童が個室扉を内側から施錠し閉じ込められる（必ず外から開錠できる鍵にする）・はさみ・カッターナイフ等刃物の使用中によるケガ
 - ・のりを舐める・誤飲（リップのり等）
 - ・小さな玩具や文房具等の誤飲
 - ・コンセント差込口への異物挿入（感電の危険性）
 - ・後方から不意に児童に飛びつかれた反動で、職員が共に転倒
 - ・発作時の転倒等によるケガ
- #### 4. 学習・個別課題時間
- ・椅子の転倒によるケガ

- ・文房具を投げる（他児や壁に向けて）
- ・鉛筆で他児・自分を刺す（他害・自傷）
- ・「学校で嫌なことがあった」、「宿題の量」等の理由でパニックになり他害・自傷・奇声発作時に伴う誤嚥
- ・大きさ・硬さ等による誤嚥
- ・異物の飲み込み
- ・その他
- ・異性他児への性的な接触・性的興奮による行為（過度のボディータッチ・陰部露出・自慰行為）
- ・パニック、精神的な苛立ち等による自傷・他害・奇声

4. 外出中に想定される事故

※外出時は想定外の事故が発生しやすい事を踏まえて、綿密な打ち合わせを行うこと。

1. 人数の配置

・近所の公園や交通手段を使い遠方へ行く際に限らず、職員数は通常より多めに配置（思わぬハプニングや事故等の対応を速やかに行うためにも、職員配置数は多めに）・緊急時対応できるように施設携帯を持って出る。

2. 現地確認・準備物（遠方へ行く際は特に念入りに行う）

- ・トイレはあるか、食事の場所は確保できるか
- ・移動（交通）手段は何を使うか、現地の状況はどのようなになっているかの下見（行方不明になった時に危険な場所はないか 道路・川・池）
- ・行動する場合の集合場所の確認（緊急時等含む）
- ・車をつかった外出などの際はあらかじめ管理者の許可を得ておく。

・現地の状況により必要な備品の用意

・事故によるケガ等に対応できる病院が近くにあるか

・必要に応じプログラム表（現地地図）等を配布し、職員は事前に打ち合わせを行う

3. 移動中（移動手段により検討）

※特に体調急変・パニックやフラッシュバックに伴う事故に注意

3-1 徒歩での移動

- ・走行車両や他の歩行者・自転車等との接触がないよう職員の配置を行う（職員が車道側を歩く・列の先頭・中程・後尾に配置）
- ・信号（交差点）・踏切での事故
- ・第3者への他害や車両等の破損
- ・突然の走り出し（可能性のある児童には、予め職員を配置）

- ・段差等でのつまずき、転倒

3－2 送迎車両での移動

- ・運転手の不注意による事故（走行ルートの打ち合わせは綿密に）「2. 送迎中に想定される事故」の部分参照

3－3 交通機関（電車・バス）での移動

- ・駆け込み乗車による事故（時間に余裕をもって）
- ・ドアの巻き込み・挟まれ
- ・乗車、降車拒否（暴れる・他害・氣勢・唾吐き・第三者への迷惑行為等）・駅構内での事故（階段・ホーム等、突然の走り出しによる転倒・転落）・車両が揺れた時の転倒
- ・乗車中の失禁・乗り物酔いによる嘔吐

4. 現地で起こりうる事故

- ・行方不明（行方不明になった時の対策・手順を検討しておく）
- ・発病、発作時の対応方法（安静を保てる場所の確保）
- ・店舗等での物品破損、破壊

※外出中は必ず思わぬハプニングが起こる。慌てず冷静に対応できるように、事前に参加職員がミーティングを行い、周知しておくこと。

①サービス提供時間前の準備（事業所）

- ・職員朝礼時に体調の確認をする（風邪・下痢・嘔吐・二日酔い等）・施設内・外の衛生管理（児童・保護者）
- ・公式ライン等を活用し、当日の児童の体調を事業所に伝えてもらう。（睡眠状態、食事、排泄等）

②児童来所時の対応

- ・来所後の手洗い・うがいの励行
- ・児童の体調確認

③発病時の対応

- ・以下の場合には保護者へ連絡し事業所より送迎若しくは保護者迎えの手配を行う。（体温が37.5℃以上になった場合及び下痢・嘔吐症状が出た場合）※手配が完了するまでは、他の児童とは別の部屋で安静に過ごしてもらうこと。・発作等が続く際には保護者と連絡をとり、対応を協議する。

④児童退所後の対応

- ・施設内・外、及び送迎車両内の衛生管理

6. 防災（地震・火災）に関すること

※過去に起こった施設火災や大震災の教訓を生かし普段から防災意識を高める。

1. 火災に備える

※思いもよらない事で火災は発生するため、以下の点に注意すること。

①消火、元栓の確認

②電気設備（電灯、コンセント（タップ含む）、アイロン、漏電）

- ・可燃性のある物を付近に放置していないか
- ・コンセントは根元までさしてあるか（抜けかけたコンセントに埃が溜まり引火）・電気使用量を超えたたこ足配線をしていないか
- ・コードは熱を帯びていないか
- ・電気コードの破損カ所はないか（破損部からスパークして引火）・電気コードを棚などで踏んでいないか

③その他

- ・敷地内禁煙とする

2. 震災に備える

※震災はいつ起こるかわからないため、常に備えておくこと。

①注意すべき点

- ・棚やTV、冷蔵庫等大型の倒れやすい物は固定しているか
- ・食器棚等は揺れにより扉が開き食器が飛び出さないように工夫しているか・照明器具や掲示物等が落ちてこないように工夫しているか
- ・蛍光灯が落下した時の為に飛散防止カバーをしているか（LEDを除く）
- ・棚の上に重たい物を載せていないか
- ・避難通路に不要な荷物等が置かれていないか
- ・避難持ち出し袋は用意しているか（中身を吟味してあまり重くならないように）

3. 避難訓練

※定期的に避難訓練を実施し、慌てず避難できるように備える。

- ①火災、地震発生時の避難誘導マニュアルの作成、周知、検証
- ②緊急連絡網の作成（避難持ち出し袋に常備しておく）
- ③消防通報手順の作成
- ④半年に1回自主避難訓練の実施（記録の作成）
- ⑤第一次避難場所及び広域避難場所までの定期的な誘導訓練（記録の作成）
- ⑥消防署訓練水消火器で消火の練習を行う

※車両での移動は2次災害の恐れがあるため、極力徒歩ルートを検討する。※車両をやむを得ず使用する際は、リスクが大きいことを踏まえて走行すること。

4. 消防設備点検

- ・半年に1回の設備点検（消火器、誘導灯など）

5. 火災が発生した時の対応（基本対応）

- ①火災発生（発見者は全員に大声で知らせる）
- ②管理者は職員の避難の指示を行う

③初期消火に着手する

※119 番通報（所在、目標、火災の内容等）

消防署へ伝える項目

放課後等デイサービス アンドアップ

住所：愛知県清須市西枇杷島町城並 3 丁目 4-11

電話：080-4957-1005

目標：避難誘導は児童を安全に第一次避難場所に避難させる。

（煙を吸わないように、低い姿勢及び口鼻をハンカチなどで塞ぐ）（個室・トイレ等に残されている児童は居ないか確認する）

⑤管理者へ状況報告を行う（職員、児童数の点呼）

※代表に連絡し、指示を受ける。

⑥各家庭や関係機関への連絡

6. 地震が発生した時の対応（基本対応）

①地震速報アラーム若しくは揺れを感じたら、全員に大声で知らせる。

②児童を窓や棚等から離れさせ、安全な姿勢を取らせる。（身をかがめ頭を隠す、机があれば潜らせる）

③ドア付近の職員はドアを解放する。（揺れで扉が開かなくなる可能性が大きい）

④揺れが収まるまでは動かない（大声で互いの無事の確認を行う）

⑤揺れが収まり次第、児童の状態を把握（ケガ等がないか）

※屋外の確認を行い建物内から脱出する。（靴を履かせる事を忘れない）

⑥火元確認、電気のブレーカーをOFFにする。

⑦火災があれば速やかに消火を行う。

⑧建物から離れ安全な場所で待機する。（揺れ戻しによる建物倒壊や落下物の危険性）

⑨管理者へ状況報告を行い、指示を受ける。

⑩保護者と連絡を取り、送迎方法を協議する。

⑪必要に応じ、広域避難場所へ誘導避難する。（児童の状態を常に把握しながら行う）

水災害が発生した時の対応

①情報収集を行い「避難勧告」又は「避難指示」が出た場合には、個々の利用児童のご家族等の状況を確認した上で、早めに送迎を行うか、ご家族引取（引受まで待機・保護）とする。

7. 気象に関すること

以下の対応を行う。（契約時に保護者に以下の周知を行っている）

放課後等デイサービス アンドアップがお休みになる場合

愛知県全域、名古屋市、清州市に 14 時まで特別警報が解除されない時（暴風特別警戒・大雨特別警戒・暴風雪特別警戒・大雪特別警戒）

※施設周辺の状況を確認し、受け入れ可能と判断した場合は営業する。送迎は現地状況の安全確認ができた場所のみ提供する。安全確認ができない場合は保護者の往復送り迎えをお

願いできる場合に限り、受け入れをする。

※サービス提供時間中に上記の特別警報が発令された場合、保護者の方に早めのお迎えをお願いします。もしくは、保護者へ連絡後にサービスを早めに終了し送迎を行う。

2. 事業所の対応について

①午後 14 時現在警報発令中の場合

・平日で受け入れ児童がいる場合、発令時はお休みの条件とはならない。(ただし、安全を確保できないと判断した場合はお休みとなる場合もある)

②警報発令又は発令中の当日予定児童の出欠確認

・保護者と連絡をとり、学校との調整は保護者から連絡し調整をしてもらう。

③警報発令中の送迎体制

・なるべく送迎を行うが、保護者の送迎が可能ならお願いします。

④児童利用中に警報が発令された場合の事業所の対応及び送迎体制・警報時は状況により判断するが、通常営業を続ける。

・特別警報の場合は保護者と連絡をとり、早めの送迎を行うか、保護者の送迎をお願いします。

1. 積雪に関する事業営業について

「積雪」の路面状態により送迎できない場合がある。現地状況の安全確認ができた場所のみ提供する。安全確認ができない場合は保護者の往復送り迎えをお願いできる場合に限り、受け入れる。

2. その他注意すること

・屋外活動中（利用時間）に光化学スモッグ注意報、警報が発令されたら、速やかに室内に入る。

・高温注意報が出ている日は、外気温、室温を定期的に確認し、水分補給、休憩時間を取り入れ、熱中症にならないように注意。(特に夏場は注意が必要)

9. 防犯に関すること

1. 来訪者に対する安全対策

・来訪者があった時は

①窓や声掛けで来訪者を確認

・素行、雰囲気の確認

②来所目的を確認する

③セールス目的の場合は管理者対応として、管理者が不在の場合は再訪してもらう。

④玄関内に入れる時は、他のスタッフに呼びかけてから玄関を開ける・不審者が勝手に敷地内や室内に入った場合の対処法

① 複数の職員で、児童を不審者から遠ざけて隔離（トイレ内へ避難）

②警察に電話連絡と同時に退去を通告する

③必要に応じて、椅子や消火器をもって防衛する

消火器、玄関付近のイス等

④適当な距離をおき、複数の施設職員でまわりを取り囲む

⑤児童やスタッフに被害が生じた場合は、被害が拡大しないように、全員一丸となって防御体制をとり、警察が駆け付けるまでの間、利用者の安全を守る。

⑥退去した場合でも、警察に報告し、施設周辺のパトロールの強化を依頼する。

このマニュアルは令和 6 年 4 月 1 日より施行する

合同会社 Cuddle up